

議案第 19 号

岩倉市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部改正について

岩倉市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和 7 年 2 月 26 日提出

岩倉市長 久 保 田 桂 朗

岩倉市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

岩倉市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例（平成27年岩倉市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「員数」を「員数（地域包括支援センター運営協議会が第1号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法（当該地域包括支援センターの職員の勤務延時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。）によることができる。次項において同じ。）」に改め、同条第2項の表以外の部分中「前項」を「第1項」に改め、同項の表おおむね1,000人未満の項中「前項各号」を「第1項各号」に改め、同表おおむね1,000人以上2,000人未満の項中「前項各号」を「第1項各号」に、「専ら」を「、専ら」に改め、同表おおむね2,000人以上3,000人未満の項中「前項第1号」を「第1項第1号」に、「前項第2号」を「同項第2号」に改め、同条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、地域包括支援センター運営協議会が地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の地域包括支援センターが担当する区域を一つの区域として、当該区域内の第1号被保険者の数について、おおむね3,000人以上6,000人未満ごとに同項各号に掲げる常勤の職員の員数を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該区域内の一つの地域包括支援センターがそれぞれ同項の基準を満たすものとする。この場合において、当該区域内の一つの地域包括支援センターに置くべき常勤の職員の員数の基準は、同項各号に掲げる者のうちから2人とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。